

財産債務調書や国外財産調書の提出期限が到来

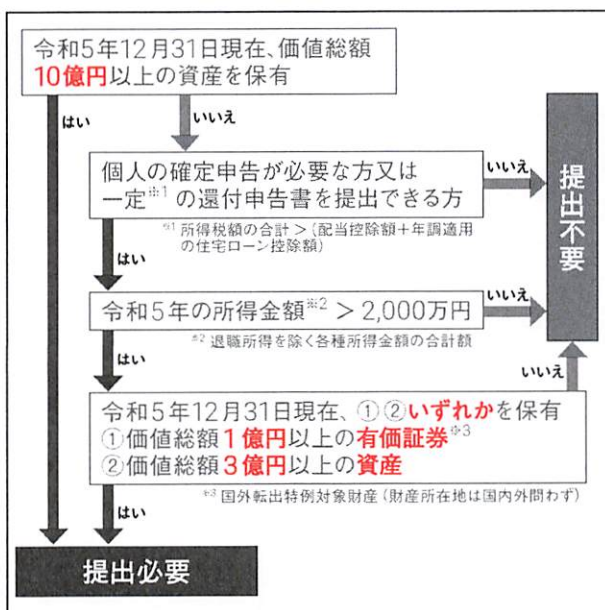
一定の要件に当てはまる個人が提出する「財産債務調書」や「国外財産調書」。これらの提出期限が令和5年分から6月30日(令和6年は6月30日が日曜日のため、7月1日)となっています。

財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細(財産債務調書)を作成し、期限内に税務署へ提出しなければなりません。

令和5年分は、令和5年12月31日の現況で提出義務が生じるか、下図フローチャートで確認します。提出が必要な場合は、令和6年7月1日までに作成して提出します。

【財産債務調書提出有無 判定フローチャート】



財産債務調書は、提出しなかっただけでの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご注意ください。

国外財産調書とは

その年の12月31日現在で次の要件に該当する場合には、国外財産調書を作成し、期限内に税務署へ提出しなければなりません。

【要件(①②すべての要件に該当すること)】

- ① 日本の居住者(日本国籍がない一定の個人を除く)であること
- ② ①が保有する国外財産の価値総額が5,000万円を超えていること

国外財産とは、次の例にあるような日本国外にある財産をいいます。

【国外財産の例】

- 国外に所在する不動産
- 国外に所在する銀行に預け入れをしている預金等
- 国外に所在する証券会社等で口座開設した一定の有価証券等

令和5年分は令和5年12月31日の現況により、要件に該当するか否かを判定します。提出が必要な場合は、令和6年7月1日までに作成して提出します。

国外財産調書は、財産債務調書とは異なり、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、情状により刑を免除する場合を除き、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされる罰則規定が存在しています。

なお、いずれの調書も価値(いわゆる時価)の合計額で判定します。取得価額の合計額ではないことにもご注意ください。